

悪質リフォーム業者にご注意を！

屋根瓦や漆喰等の屋根の修理など、通常、不具合の状況や修理の必要性などを判断しにくいものに関して勧誘を受け、トラブルになっている事案が発生しています。

【ケース1】

突然、自宅を訪れ、実際には瓦のずれや防水シートの劣化等の不具合が生じていないにもかかわらず、

「この状態だと雨漏れする」「すぐに工事をやった方がいい」などと、直ちに修理が必要と告げ、高額な料金で契約を結ばせようとする

【ケース2】

クーリング・オフをすることができるにもかかわらず、

「足場などを手配しているため、クーリング・オフはできない」

「違約金として契約額の40パーセントを払ってもらう」

などと、クーリング・オフすることができない旨を告げたり、怒鳴り口調で威迫して困惑させる

これらのトラブルに遭わないため、以下の点に注意しましょう。

○ **すぐに契約をしない！**

勧誘を受けた場合は、決して慌てることなく、本当に必要な工事なのかを考えて、冷静に行動しましょう。

○ **相談する！**

即時の契約の締結を求められた場合には、安易に契約の申込みや契約の締結をせず、地域内や信頼できる業者に確認してもらうなどして下さい。

取引で不審な点があったら、各地の消費生活センター等に相談しましょう。

○ **身の危険を感じたら110番通報する！**

相手から身の危険を感じるような言動や退去を求めたにもかかわらず退去しない場合は、すぐに110番通報をして下さい。

不安を感じたり、被害に遭ったりしたときは、お近くの警察や相談窓口にご相談ください。

福岡県警察本部又は警察署（#9110）

福岡県消費生活センター又は市町村の消費生活相談窓口

（消費者ホットライン 188（いやや）番）



お断りします